

「分化的接触論」の再検討 —— 少年犯罪の変容 ——

平 兮 元 章*

はじめに

本稿の目的は、サザーランド (E. H. Sutherland) が提起した分化的接触論 (differential association theory) において示された 9 命題のうちの数命題を再検討することにある。現代においても修正・否定されることなく用いられているこれらの命題群は、今日の犯罪文化の変容に伴って適合性を欠く面が出てきていると思われる。特に、現代社会における犯罪手口の学習および犯罪意識に関する命題に関しては妥当性を欠く面が現れてきていると思われる。情報社会の進展、人間関係のあり方の変容が大きく影響していると考えられる。これらの諸点をわが国の少年犯罪を例に出しながら検討していきたい。

1. 分化的接触論

今日においても犯罪学研究における必読書として知られるサザーランドとクレシー (D. R. Cressey) による『犯罪学原理』(Principles of Criminology) のオリジナル版は、1924年にサザーランドによって『犯罪学』(Criminology) と題されて世に出された。『犯罪学原理』と改題されて第1版が出版されたのは1934年である。その後、社会変動に即して加筆修正され今日までに第11版

* 福岡大学人文学部教授

を重ねるに至っている。正確には、この分化的接触論は第4版（1947年）で周知の9つの命題に定式化される。その後サザーランドが1950年に亡くなり、第5版（1955年）以降はクレッシーによって第10版（1978年）まで版が重ねられる。1987年にクレッシーも亡くなるが、1992年にラッケンビル（D. F. Luckenbill）によって第11版が出版され、今日もこの11版が使用されている。

本論で論究したいのは、分化的接触論の中核命題として定式化されている9命題のうちの数命題についてである。これはラッケンビルの手による第11版においても修正されることなくそのまま用いられている。ここでは、特に少年犯罪の手口（犯罪技術）の学習および少年の規範意識に関わる命題について検討していきたい。

まず、ここでサザーランドが提起した分化的接触論の中核である9命題をあげておく。

1. 犯罪行動は学習される 裏を返せば、犯罪行動は、それ自体遺伝しないことを意味する。また、まだ犯罪の訓練を受けていない者は、機械学の素養のない者が機械の発明をしないのと同じように、犯罪行動を発明することはないという意味である。
2. 犯罪行動はコミュニケーション過程における他者との相互作用のなかで学習される。 このコミュニケーションは多くの場合言語によるものであるが、「動作のコミュニケーション」も含まれる。
3. 犯罪行動学習の主要な部分は親密な私的集団のなかで行われる。 裏を返せば、このことは、映画や新聞のようなインパーソナルなコミュニケーション機関は、犯罪行動の発生において、さほど重要な役割を演じない。
4. 犯罪行動が学習される際、その学習は (a) 犯罪遂行の諸技術—それらとはときには極めて複雑であったり、極めて単純であったりする。(b) 動機、動因、合理化、態度等の特定の方向づけを含む。

5. 動機および動因の特定の方向づけは法規範に対する好意的あるいは非好意的な意義づけから学習される。ある社会においては、個人は常に法規範を遵守すべき規則として考えている人びとに囲まれており、他の社会においては、個人は法規範の違反に好意的であると考える人びとによって囲まれている。われわれのアメリカ社会においては、これらの考えはほとんどいつも入り混じって混乱しており、法規範に関しては文化葛藤を経験する結果を伴っている。
6. 人は、法違反の好意的定義づけが法違反の非好意的定義づけを凌いだときに犯罪者となる。これが分化的接触（differential association）の原理である。それは犯罪集団と非犯罪集団の双方を対象とし、相反する諸力を取り扱う。人びとが犯罪者になるのは、彼らが犯罪的な行動パターンと接触するからであり、また非犯罪的な行動パターンと隔絶するからである。誰でも他の行動パターンが衝突してこないかぎり、周囲の文化と必然的に同化する。南部人は他の南部人たちが「r」を発音しないから「r」を発音しないのである。裏を返せば、この分化的接触の原理は、犯罪に関するかぎり中立的である集団は、犯罪行動の発生に殆どあるいは全く影響を及ぼさないことを意味する。一人の人間の経験の多くのものは、たとえば歯磨きの学習と同じく、この意味で中立的である。このような行動は、それが法規範に関係のある集団に結びつくような場合を除き、犯罪行動に消極的あるいは積極的な影響を及ぼさない。この中立的行動は子どもの時間の占有者としてとりわけ重要である。子どもは中立的な行動に従っているあいだは犯罪的な行動と接触しないからである。
7. 分化的接触は、頻度、期間、優先性、強度においてさまざまである。このことは、犯罪行動との接触も非犯罪行動との接触もこれらの点においてさまざまであることを意味している。接触の諸様式としての「頻度」および「期間」は明白であって、何の説明の必要もない。「優先性」は幼児期に発達した遵法行動が一生を通じて持続し、また幼児期に発達した非行行動が一生を

通じて持続するという意味において重要であると推定される。しかしながら、この傾向は十分に証明されてはおらず、優先性は主としてその選択的影響をとおして重要であると思われる。「強度」は正確に定義されていないが、犯罪的あるいは非犯罪的な行動パターンの源泉の威信のようなものに関係があるし、集団に関する情緒的な反応に関係がある。一人の犯罪行動についての正確な記述においては、これらの様式が量的な形で表明され、数理的な比率が得られなければならない。この意味における一定の方式は発達しておらず、またこのような方式の発達は極めて困難であるだろう。

8. 犯罪的行動パターンおよび非犯罪的行動パターンとの接触による犯罪行動学習の過程は、他のどんな学習においても関わっているメカニズムすべてを含んでいる。逆にいえば、犯罪行動の学習は模倣過程に限定されるものではない。例えば、誘惑される者は、接触によって犯罪行動を学習するが、この過程は通常、模倣であるとはいわれない。

9. 犯罪行動は一般的な欲求および価値の表現であるが、非犯罪行動もまた同じ欲求および価値の表現であるので、犯罪行動は、それらの一般的な欲求および価値によって説明することはできない。窃盗犯は通常、金を手に入れるため盗みをはたらくが、正直な労働者も同様に金を手に入れるために働く。多くの学者が犯罪行動を幸福原理、社会的地位の獲得努力、金銭的動機、欲求不満などのような一般的な動因および価値によって説明しようとしてきたのは無駄であったし、無駄であり続けるに違いない。なぜなら、それらは犯罪行動を説明すると同じくらい完全に遵法行動をも説明するからである。それらは呼吸に似ている。呼吸はいかなる行動にも必要であるが、それは犯罪行動を非犯罪行動から分化させるものではない⁽¹⁾。

サザーランドが提起した9命題は以上であるが、これらの命題とそれぞれに付随する説明は、ラッケンビルによって著された第11版(1992年)において

もほとんど変わっていない⁽²⁾。9 命題は全く否定・修正されていない。命題に関する説明箇所が文章表現において僅かに修正されている箇所がある。現在形が現在完了形に変えられている箇所や古い表現法が現代的な表現法に置き換えられている箇所はあるが、意味は全く修正されていない。また、文章表現の仕方が正確なものに改められている箇所はある。例えば、〈命題 5〉において、cultural conflict（文化葛藤）が normative conflict（規範的葛藤）に改められたり、〈命題 6〉において、criminal pattern（犯罪パターン）が criminal behavior pattern（犯罪行動パターン）に改められている。この criminal pattern は和訳の際には、以前から「犯罪行動型」あるいは「犯罪行動パターン」と訳されている。そうでなければ意味が通じないからであるが、ラッケンビルによる「behavior」の加筆は、正確を期すためにとられた措置と思われる。

まず、犯罪手口の学習に関わる〈命題 3〉とその補足説明および〈命題 2〉、〈命題 4〉の内容について論究しておきたい。

この命題は、犯罪行動の学習は、新聞、雑誌、映画、テレビ、ラジオ等のマスコミュニケーションの媒介手段を通じてよりも親密な私的集団（地域社会のより身近な対人接触）を通じてなされる、ということの意味している。誤解されている向きもあるが、サザーランドは、決してマスコミが犯罪行動に何の影響も与えないし、重要性をもたないといっているのではない。上記の各マスコミの媒介手段と犯罪の関係について項目を立てて論じているし、経済、政治、宗教、教育等の社会制度や戦争と犯罪の関係についても論じている。

ただ、犯罪・非行行動の成立の前提として、まず親密な私的集団・仲間集団の優先があるのだ、ということを行っているのである。

マスコミと犯罪の関係についてのサザーランドの見解を要約してみよう。
〔新聞〕：①特定の犯罪者を英雄化し、それによって他の犯罪者や非行地域に住む少年たちのその犯罪者に対する信望を増させることがある。②警察や検察の情報を犯罪者に事前に提供することがある。③新聞報道によって裁判の進行

に影響を与えることがある。④新聞記事は公衆を恐怖に陥れることがある。⑤新聞は営利事業であるために、読者に犯罪状況を理解させるよりは感情を煽ることに専心している。⑥犯罪の劇的な報道は、犯罪の直接の被害者でない者に、窃盗などのありきたりの犯罪に対する無関心の態度を醸成し維持する。また、それは犯罪が日常茶飯事であるかのような印象を与え、読者である公衆は凶悪犯罪に対してすら冷淡になり、ありきたりの犯罪に対しては関心を寄せなくなる。⑦犯罪の劇化された報道は、個々人を非犯罪者から犯罪者に変える効果があるという証明はされていない⁽³⁾。

新聞と犯罪との関係については以上のような内容であるが、ある犯罪の新聞報道内容が他の犯罪の手口の学習に結びついたというような記述がなされているわけではない。

[娯楽雑誌]：雑誌は少年の性や残虐性について悪影響を及ぼすという主張と雑誌と非行との間の相関が低いとする主張の双方が存在している。非行行動の手本になる媒介物としての娯楽雑誌は、親密な私的集団の持つ効果と比較すると、影響力が弱い。確かに、非行への傾向が娯楽雑誌掲載の犯罪ストーリーによって影響を受ける場合があるかもしれないし、ある非行技術がそれによって学ばれるかもしれない。しかし、行動パターンが追随されるか否か、特定の犯罪技術が用いられるか否かは、子どもがそれ以前に第一次集団において非行行動パターンと接触したか反非行行動パターンと接触したかによって決まるであろう⁽⁴⁾。

娯楽雑誌と犯罪との関係については以上のような見解を述べているが、サザーランドは、〈命題7〉で提起した「優先性」によって異なるという主張を行っている。つまり、優先性の意味するところは、犯罪文化との接触が幼いときから開始されたか、かなりの年齢を重ねてから開始されたか（若いときからか老いてからか）の違いによって犯罪技術を実際に使用するか否かが決まってくるというものである。犯罪者や非行少年の生活史の相違を考慮に入れよという主

張である。

〔映画・テレビ・ラジオ〕：雑誌やラジオに対する非難はテレビの出現によって、テレビに対する非難に取って代わられた。映画とテレビは視覚的映像によって贅沢な生活を見せびらかし、それへの願望を刺激する。それは人びとに人生哲学を与え、自分の権利についての思想を与え、衣服、礼儀、育児等の流行を伝える。また、それは子どもたちに流行歌の文句を教え、口説きの技術を教え、ある種の犯罪の技術を教える……等々。しかし、人びとが映画を見、ラジオを聴いているときに何を感じるかは、社会・経済的、美学的、宗教的、文化的背景の違いによって異なる。例えば犯罪を描いた映画が非行に影響を及ぼすとは限らないし、どのような行動を選択するかは、その者の個人的な接触や交際に依拠するところが大きいと思われる。一般的な傾向としては、非行率の高い地域に住む子どもたちは、非行率の低い地域に住む子どもたちより犯罪や性を扱った映画やラジオの犯罪劇等によって影響を受けることが大きいように思われる。

サザーランドは、映画・テレビ・ラジオからどのような影響を受け、どのような行動を選択するかは、個人の生活史の相違に左右されるという見解を示している⁽⁶⁾。

以上がサザーランドの犯罪に及ぼすマスコミュニケーションの媒介手段の影響力についての見解であるが、その影響力に関しては、〈命題3〉において提示されたように、さほど重要性を置いていないことが理解できる。あくまで、個人の生活史における「親密な私的集団の中での犯罪行動の学習」が前提になっている。その前提があって、種々のマスコミュニケーションの伝達内容が犯罪・非行に結びつく可能性があるということになる。サザーランドの描いた犯罪・非行の成立過程は次のようになろう。

ギャングなどの逸脱的文化の伝統的存在→犯罪・非行仲間との接触・加入→親密な私的集団化→法違反に好意的な定義づけの優先（非好意的な定義づけの

否定) → 犯罪技術 (手口)・動機・動因・合理化・態度等の学習 → 犯罪・非行の成立

ラッケンビルの犯罪に及ぼすマスコミュニケーションの媒介手段の影響力についての見解も同様のものである。説明の文章はサザーランドのものとはかなり異なっているが、内容には大差がなく、最後の「結論」部分の文章はほぼ同内容である⁽⁶⁾。比較のために両者のものを訳出しておく。

〈サザーランドの「結論」部分〉

この章の一般的な主張は、犯罪の原因は第一次的には私的相互作用の領域に存在しており、その私的相互作用はほとんど全く地域社会と近隣とに限定されているということであった。裏を返せば、犯罪行動は一般的な社会制度—経済、政治、宗教、教育—の形態の差異によって、あるいはマスコミュニケーションの手段によって直接的にまたは意味のある影響を受けるものではない (下線は筆者による)。この否定命題は、一般的制度やマスメディアが犯罪にとって一定の重要性を有することを否定するものではなく、一定の例外と限定条件とが記されべきである。第一に、犯罪率は第一次世界大戦後の中央ヨーロッパ諸国のように一般的な諸制度が突然崩壊したときに増加する。第二に、警察システムや刑事司法の全システムの能力は犯罪率に影響を及ぼす。第三に、諸制度は、それらが地域社会の社会組織を決定するという点で非常に重要な間接的影響を及ぼす⁽⁷⁾。

〈ラッケンビルによって修正された「結論」部分〉

この章の一般的な主張は、犯罪の原因は第一次的には私的相互作用の領域に存在しており、その私的相互作用は主として地域社会と近隣とに限定されているということであった。裏を返せば、犯罪行動は基本的な社会制度の形態の差異によって、あるいはマスメディアによって直接的にまたは意味のある影響を受けるものではない (下線は筆者による)。この否定命題は、基本的な制度や

マスメディアが犯罪にとって何の重要性も持たぬことを意味するものではなく、実際に、一定の例外と限定条件とが記されるべきである。第一に、犯罪率は諸社会制度が突然崩壊したときに増加する。第二に、刑事司法システム能力は犯罪率に影響を及ぼす。第三に、諸制度やマスメディアは重要な間接的影響を及ぼす。というのは、諸制度やマスメディアが地域社会の社会制度および相互作用のパターンを決定するからである⁽⁸⁾。

ラッケンビルによる論述部分や説明部分は、社会変動を考慮に入れた現代社会に適合的な修正はなされているが、理論の中核をなす9命題のような重要箇所の修正は行っていない。

分化的接触論は、アメリカ社会においては、ギャング (gang) = 非行少年の集団のような親密な私的集団における犯罪文化の学習、つまり犯罪技術 (手口)、動機、動因、合理化、態度等の学習をとおして犯罪が成立してくるとみなしている。法違反に好意的な定義の優先、すなわち犯罪に許容的な態度、反社会的な態度や信念を身につける場がこの集団であると見たのであった。のちに、サイクス (G. M. Sykes) とマッツア (D. Matza) が非行少年たちが自分たちの行為を正当化・合理化し犯罪意識や罪悪感を打ち消す技術を身につけている点に注目して、その技術を「中和化の技術」(techniques of neutralization) と呼んだ。この技術の学習が親密な仲間集団においてなされる点を強調したのであった。サイクスとマッツアは、サザーランドの主張である社会的相互作用過程において (a) さまざまな犯罪技術と (b) 法違反に好都合な動機・動因・合理化・態度の双方を学習することによって犯罪・非行行動が成立する、という説に首肯している⁽⁹⁾。彼らの主張は次のようなものである。

多くの非行は、本質的には、広く法体系あるいは社会によっては正当とみなされないが、非行者によっては正当とみなされているような逸脱を正当化するやり方をとっている。これは社会からは承認されない犯罪防衛の拡大解釈である⁽¹⁰⁾。

ただし、サイクスとマッツアはコーエン（Albert K. Cohen）のように非行少年の行為を競争的または反逆的な価値や規範にもとづいたものとして捉えようとするには反対している⁽¹¹⁾。彼らは「多くの非行少年は現実に罪や恥の意識を感じているし……彼らは法律を遵守し違反することなく行動している人びとに対してしばしば賞賛と尊敬の眼差しを向ける」⁽¹²⁾と見ている。したがって、少年非行を、コーエンのように「反動形成」(reaction formation)⁽¹³⁾の結果として生み出された逸脱的下位文化の価値規範にもとづいた行動の一形態とみる理論的観点に対しては批判的である。

2. 少年犯罪の実質的脱集団化

わが国においても分化的接触論の考え方が受容され、ながらく犯罪行動の成立過程が集団との関連で論じられてきた。非行少年の集団や犯罪集団（＝親密な私的集団、仲間集団）において学習された犯罪技術や非行・犯罪の合理化、態度（＝犯罪文化）の実行が指摘されてきた。しかし、近年、犯罪・非行に脱集団化の傾向がみられる。特に少年犯罪にその傾向が強くみられる。かつて、サイクスとマッツアが「中和化の技術」の1つとして指摘した「より高次の忠誠への訴え」(appeal to higher loyalties)を主張する少年は少なくなっている。つまり、「自分が所属している小集団のために法律違反をしてまでも解決しなければならないことがある」、「いつでも親友をたすけなければならない」、「友人を裏切ることはいできない」といった主張⁽¹⁴⁾となって表れるような仲間集団の強い凝集性や紐帯はみられない。

アメリカのギャングにおいても、1920年代では1300以上あった集団の数が近年大幅に減少し、それぞれの構成員数にも減少傾向がみられ、構成員の年齢も高齢化する傾向がみられたという⁽¹⁵⁾。しかし、現在ではギャングの維持・存続のため、若年齢の構成員の入団・確保が図られ、17歳以下の少年の構成員割合が平均で40%代を占めるようになっている。その意味では構成員の低年

齡化傾向が出てきたといえる。低年齢の新しい構成メンバーの人種は、ヒスパニック系の少年が多く、低所得者層の子弟が多い。かつてのスラブ・ラテン系移民の子孫は大幅に減少し、アングロサクソン系の少年の姿はほとんど見られない。

わが国の場合、形のうえで集団化している少年の犯罪率（共犯率）は、ここ数年は、少年事件の一般刑法犯検挙件数中、20%代を占めており、成人の共犯率の10%代より多くなっている⁽¹⁶⁾。少年の方が成人と比較して集団で事件を起こす傾向が強いことを示している。しかし、仲間同士の絆は強いとは言えず、関係が希薄で一時的で利他的な関係であるケースが多い⁽¹⁷⁾。かつての非行少年たちに見られた自己没却的になってまでも自分たちの集団・仲間のために尽くすといったような関係の濃さは見られない。群れてはいるが、強い絆で結ばれているのではない。この意味で実質的には脱集団化しているということができよう。

これらの要因は那邊にあるであろうか。ここでは近年起こったわが国のいくつかの少年犯罪（一部20歳前半の青年による犯罪も含まれる）に焦点を絞って論じることにする。かつての少年犯罪と今日の少年犯罪の違いは、単独犯、共犯共に「犯罪技術（手口）の習得」および「人間関係」について検討してみると理解しやすい。

マスコミを賑わせた少年犯罪のうち、単独犯の場合は次のような事件があげられる。1988年から89年にかけて起こった東京・埼玉幼女連続誘拐殺人事件。1992年の千葉県市川市一家4人強盗殺人事件。1997年の神戸児童連続殺傷事件。1998年の栃木県黒磯市で起きた中学生による教師刺殺事件。2000年の愛知県豊川市の老年女性殺害事件、兵庫タクシー運転手強盗殺人事件、佐賀西鉄バスジャック殺人事件、岡山母親・友人殺傷事件、大分一家6人殺傷事件。2003年の長崎幼児突き落とし殺害事件。2004年の佐世保小6児童殺害事件。

また、共犯には次のようなものがあげられる。1988年の名古屋大高緑地ア

ベック殺人事件。1988年から89年にかけての女子高校生コンクリート詰め殺人事件。1994年の愛知県岐阜河川敷少年リンチ殺人事件。2002年東京東村山市ホームレス殺人事件。2003年の東京で起きた少年らによるホームレス溺死事件。2003年川崎市で起きたホームレス暴行傷害事件。大阪河内長野市家族殺傷事件。2007年の大阪府寝屋川のコンビニ強盗殺人事件

近年に起こったこれらの事件すべてに関してではなく、例外もあるが、事件の特徴としていくつかの指摘すべき点が浮かび上がってくる。それらは次のようなものである。

- (1) 犯罪手口に用意周到さがみられず、稚拙さがみられる。犯罪技術の習得過程において一定のまたは相当な訓練を積んだうえで、したがって、他者との相当の相互作用を経験したうえでの犯行とは到底思われぬ短絡的なケースが多い。「いきなり型」・「暴発型」の犯罪、「わけのわからない」犯罪と言われるケースが目立つ。

例えば、2007年10月に起こった大阪府寝屋川のコンビニ強盗殺人事件は、15歳と19歳の少年が起こした共犯事件であるが、ビールが飲みたいということで、500ml缶12本とプリン等を万引きをしたものであった。19歳の少年が「かごダッシュ」をしようともちかけ、二人共盗品をかごに入れたまま持ち去って逃げた。しかし、27歳の男性店員に追いかけられ、逃走途中、19歳の少年の方が刃物で店員を刺殺してしまった。この場合、万引きだけならば窃盗罪のみであったものが、刺殺したことで、強盗・殺人という凶悪犯罪を成立させてしまった。この19歳の少年は、刃物を常時携帯していたが、「捕まるのが恐くてつい刺してしまった」と供述している。このような例は近年いくつかみられるようになっている。事前に計画された用意周到な凶悪犯罪というよりも、逃走のために「いきなり」刺したと思われる稚拙な手口であった。サザーランドの提起した〈命題5〉や〈命題6〉にみられる法規範に対する好意的意義づけと非好意的

意義づけのどちらを優先させるかという思考プロセスさえも欠いた犯行である。

- (2) 上記事件の一部を除いて、犯罪の継起的深化（クリミナル・キャリアの進展）が見られない。例えば、軽微な犯罪から始まって、次第に凶悪で重大な犯罪を犯す方向へと深化していく過程は見られず、一過性のものが多い。但し、幼女連続誘拐殺人事件のように、ビデオやコミック等への接触から始まって、次第にのめり込み、オカルト的殺人にまで至ったケースは見られる。
- (3) 「非行少年」と「普通の少年」との区別がつきにくく、グレーゾーンの拡大が見られる。「真面目でおとなしく、成績もよい子」、「携帯電話に親から連絡が入れば素直に帰宅するような子」、「家庭にも問題はなく、普通の子」が犯す「いきなり型」の犯罪と結びつく。
- (4) 少年個々は準拠集団を持たず、私的で親密な横の関係が見られない。共犯の場合でも、その集団内の人間関係は希薄で、お互いのことを深く知らない。例えば、ホームレス暴行傷害事件や名古屋大高緑地アベック殺人事件は集団で行われた事件であるが、その中のある少年が友人を携帯電話で呼び出し、呼び出された少年と他の少年は初対面という関係であった。たまたま「群れ」をなして行動したグループによるその場限りでの犯行であった。
- (5) 単独犯の場合、親密な関係にある友人、意味ある他者としての友人がいないケースが多い。上記の東京・埼玉幼女誘拐連続殺人事件、神戸児童連続殺傷事件、佐賀西鉄バスジャック殺人事件等の犯人が該当する。
- (6) 自らの犯行理由を説明できないケースが多い。自分の世界だけで生きており、社会との関連性を持って生きておらず、自分のやったこと＝犯行が世の中から見るとどうか、などということは全く考えていない⁽¹⁸⁾。したがって、犯行を正当化する中和化の技術も持ちあわせていない。少年の社会的自我形成がなされているとは思えず、少年たちの相互作用が生理的な感覚

のレベルでしか行われいなく見えるのは、互いに内面に立ち入って本音をぶつけ合ったり、ときには傷ついたりという経験を回避しているからと思われる。

- (7) 情報化社会の落とし子である少年・少女が見られる。従来型の新聞、映画、雑誌、テレビに加えて、各種ビデオ・CD・DVD、コミック、各種ゲームソフト、携帯電話、インターネット等から犯罪手口を学習しているケースが見られる。東京・埼玉幼女連続誘拐殺人事件、神戸児童連続殺傷事件、一連のホームレス暴行傷害事件、佐世保小6児童殺害事件等がこれに該当するといえよう。このことは、サザーランドが提起した9命題の第3番目の命題を否定するケースである。この点は次節で論じることにした。

以上の点がかつての青少年の犯罪においてはみられなかった特徴である。

土井隆義の次のような指摘は、上記にあげた特徴とかなり関連性があると思われる。

- 1) 近年の少年による殺人には、少年本人には明確な殺意がなく、内発的な衝動に突き動かされただけの致死行動であるケースが見られる⁽¹⁹⁾。
- 2) 自己意識が断片化しているため、「いま」という時間が、過去から未来へという時間のなかに位置づけられて相対化されることがないので、「わたし」という存在も、たった「いま」のこの瞬間にしか、リアリティをもって感じられない⁽²⁰⁾。
- 3) 感覚的な自己は、自律的な指針を内面に持ち合わせていないから、具体的な他者からの承認を絶えず求めざるをえない。しかし、互いに接近しすぎると傷つけあってしまうが、かといって互いに離れすぎても安心して生きていくことができない⁽²¹⁾。
- 4) 動機を持たない少年犯罪が出現してきたという現象は、社会の側から見れば、従来、自己に対して超自我として君臨してきた社会の拘束力が低下してきていることを物語っている⁽²²⁾。

- 5) 他者不在の内閉的傾向を持っているため、少年たちの感受する個性とは、社会的な人間関係のなかで切磋琢磨しながら構築されていくものではなく、自分の内面へと奥深く分け入っていくことで発見されるものである⁽²³⁾。
- 6) 若者たちは、自分が生まれたときからすでに完結した個性を備えており、後はその「真のすがた」に気づき、秘められた原石を掘り起こして磨くだけだと思っている。そこには社会化による成長という観念が欠落している⁽²⁴⁾。
- 7) 1996年の中央教育審議会の答申以降、わが国の教育政策は、個性化教育を推進する「心の教育」へと転換されるが、個性化教育と道徳教育が同一視されることとなった。道徳教育は画一的な規範意識を備えた健全な社会人の育成を唱うものであるが、これは個性化教育の唱う個性重視の原則とは相容れないものである。この政策にもとづいた学校教育が生徒たちの内閉的思考を助長させてしまっている⁽²⁵⁾。

3. 情報化社会の影響—近代の先進性が背景の犯罪—

上記の「近年に起こった事件」の特徴（7）でも述べたように、近年の犯罪は情報化社会の進展によって、かつて見られなかった様相を呈し始めている。かつてサザーランドは、既述の「命題3」において、犯罪行動の主要部分は親密な私的集団の中で学習され、映画、新聞等のインパーソナルなコミュニケーション手段は犯罪行動の発生に重要な機能を果たさないと宣言した。しかし、今日犯罪成立過程は大きく変化してきていると言わざるを得ない。サザーランドがとりあげていたコミュニケーション手段である新聞、映画、雑誌、テレビに加えて、近年は、各種ビデオ・CD・DVD、コミック、各種ゲームソフト、携帯電話、インターネット等による情報が無数といってよいほど生産・再生産され、その影響力は計り知れない。アメリカの各種犯罪においても日本のそれらにおいても事情は同じである。殊に、世界中を網羅するインターネットをとおして流される情報に対しては全く抑制が効かない。暴行・殺人・自殺・強姦

等のシーン、援助交際のサイト、売春サイト、自殺・心中サイト（ネット心中）、自殺掲示板、賭博サイト、各種犯罪請負サイト、麻薬等各種薬物に関する情報、各種殺人方法、毒薬の作り方、爆弾の作り方等々、枚挙にいとまがない。

ここで、上記（7）であげたわが国で生じた殺傷事件のいくつかに限定して論及しておく。まず東京・埼玉幼女連続誘拐殺人事件であるが、当時、犯人の部屋がオカルト的なビデオやコミックの山であったこと、犯人に親しい友人がほとんどおらず、単独でオカルトの世界にのめり込んでいった事態等が報道された。次いで神戸児童殺傷事件であるが、これも同様の事態であり、犯人の少年は単独でオカルト的な世界に浸っており、その延長線上での男子児童の首の切断、校門に設置、という犯行であった。佐世保小6児童殺害事件は、小学校6年の女子生徒による女子同級生殺害事件であり、数名による友人同士の間関係はあったが、犯行に及んだ女子生徒はインターネットに執心していた。被害者を椅子に座らせ背後から刃物で喉を切り裂くという大人顔負けの手口であった。この手口の学習はインターネットからではないかと一部で報道された。その他、愛知・岐阜河川敷少年リンチ殺人事件は、少年8名で木曾川河川敷で1名の男性、長良川河川敷で2名の男性、計3名をそれぞれ暴行を加え死なせてしまったという事件であったが、殺害方法が殴って瀕死の状態であるのにさらにシンナーをかけて火をつけるという残酷さであったのに対して、逮捕後「お母さんどうしよう」といって泣き出す者もいたため、精神構造が余りにも幼稚であると報道された。取り調べの段階で「死ぬとは思わなかった」という供述もしている。この点についても、格闘場面を主としたゲームや劇画の影響ではないかと報道された。つまり、ゲーム等の登場人物が相当なダメージを受けても死に至らず、蘇り、再びバトルを繰り返すというシーンが多いため、少年たちには、人間は簡単には死なないという観念が根付き、限度を知らぬ暴行が加えられたのではないかというものであった。

他にもインパーソナルなコミュニケーション手段から犯行手口を学習したと

思われる犯罪は存在するが、共通しているのは、社会的な人間関係のなかで磨かれた社会性が身についておらず、自己と他者の相補性の視点が欠落している点である。

ここで、犯罪手口の学習とは直接結びつかないが、情報社会における典型的な犯罪といってよい殺人事件について触れておきたい。それは、2007年8月に起きた愛知女性拉致殺人事件である。事件の概要は次のようなものであった。

8月25日午前0時頃名古屋市千種区自由が丘で、3人の男（40歳・無職、36歳・新聞勧誘員、32歳・無職）が、歩いていた面識のない31歳の女性を路上で車に拉致。同県愛西市内の国道沿いにある駐車場でハンマーを用い殴り殺したうえ、岐阜県内の山中に運んで遺体を捨てた。男らは、車中で女性から現金7万円を奪った。その後、犯行を呼びかけた40歳の男Kが県警に自首したことで男ら3人を死体遺棄の疑いで逮捕した⁽²⁶⁾。

これが簡単な事件の概要である。3人の男は、犯罪を目的としたインターネット上の「闇サイト」で知り合っていた。この「闇サイト」は無数にあり、中でも数々の事件で悪用された有名な携帯電話のサイト「闇の職業安定所」で知り合ったものである。40歳の男Kが「闇の職業安定所」に「裏の仕事をやりませんか」といった趣旨の書き込みをしたところ、それにすぐ呼応したのが36歳の男Kと32歳の男Hであった。3人とも「金に困った」うえでの犯行であった。互いに面識はなく、本名でおとした36歳の男K以外の2人は偽名を用いていた。互いの素性はおろか、名前すら知らない者同士の共謀であった。

金銭欲のみで利害が一致した刹那的・一時的な人間関係であった。彼らは「金を奪う目的で力の弱い女性を狙った。誰でもよかった」と供述しており、怨恨・憤怒・自己顕示による犯行とは無関係で、まるでゲーム感覚での犯行であった。サザーランドのいう「親密な私的集団」での犯罪手口の学習、動機・衝動・合理化・態度等の学習には程遠く、情報化社会であるが故に出現しえた、あるいは、情報化社会でしか出現のしようがない犯罪であった。

また、わが国では犯罪と見なされないが、情報化社会であるが故に起こりえた事象がある。ここ数年インターネットで知り合った数名の男女が、車のなかで集団自殺を遂げるという事件が埼玉・三重・兵庫等で起きた。七輪の煉炭に火をつけて、一酸化炭素中毒死するというものであった。2007年10月にも同様の事件が起きており、後を絶たない。これも上記の例と同様に、互いに面識もなく、会うまでは名前も素性も知らぬ者同士の集合体が起こした事件であった。この類の事件は、横の繋がりや思想・イデオロギーの共有もなく、単独自殺の集積であるため、「集団自殺」というよりも、「集合自殺」と呼んだ方が的を射ているかもしれない。

今日の情報化社会においては、数十年前までは見られなかった自己の多元性の出現とオーディエンスの分離という事態が進行していると思われる。片桐雅隆は次のような指摘を行っている。様々なメディア空間の成立によって、ある空間で演じた自分と別の空間で演じた自分は違う自分であり、そのギャップや矛盾をあまり厭わない意識を持った若者が登場している。そして、仕事の場や生活の場、娯楽の場などの分化によって対面する他者、すなわち自己の行為の対象となる受け手（オーディエンス）も分化している。それぞれの他者は相互に出会うことがないという事態ができあがってしまっている⁽²⁷⁾。そうした事態であるが故に、愛知女性拉致殺人事件のような犯罪も起きやすいといえる。同じインターネットのサイトを多くの人間が覗いていても、互いに横の繋がりはない。しかし、利害が一致すれば、一時的に群れて（集合体で）犯行を行い、すぐに雲散霧消してしまうという事態が可能となり、現実のものとなってしまったのである。

4. 結語

以上、サザーランドが提起した〈命題3〉を否定せざるをえない事態が進行していることをいくつかの例を出して示した。犯罪行動の学習が「親密な私的集団」の中で行われるという指摘であったので、犯罪行動が集団内の相互作用の中で学習されるという〈命題2〉、その場合の犯罪行動の学習内容を示した〈命題4〉等も連動して修正されなければならないであろう。また、近年の犯罪を犯す少年は、他者不在の内閉的思考を持った感覚人間が多く、社会性に欠け、規範意識が希薄である。法規範に対する好意的意義づけも非好意的意義づけの意識も持ち合わせていない。したがって、〈命題5〉も〈命題6〉も妥当しない犯罪例が出てきている。部分的修正が必要となろう。

現代の若者や少年の犯罪にウェイトを置いて論を展開してきたが、彼らの「感覚的な自己は自律的な指針を内面に持ち合わせていないから⁽²⁸⁾」彼らに責任を負わすべきだなどということを言いたいのではない。むしろ大人たちが作ってきた諸制度や大人たちが進展させてきた情報化社会・インターネット社会の青少年・児童に対する影響力の大きさを問題とすべきだと言いたいのである。現代の学校教育制度の矛盾が青少年の内閉的な個性志向を生み出している側面があることも見逃せないであろう。これらの点については稿を改めたい。

注

- (1) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressey, *Principles of Criminology*, Sixth Edition, J. B. Lippincott Company, 1960, pp.77-79.
- (2) David F. Luckenbill, *Principles of Criminology*, Eleventh Edition, Geneal Hall, 1992, pp.88-90.
- (3) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressey, *op. cit.*, pp.210-213.
- (4) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressey, *ibid.*, pp.213-215.
- (5) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressey, *ibid.*, pp.215-216.

- (6) David F. Luckenbill, op. cit., pp.237-242.
- (7) Edwin H. Sutherland and Donald R. Cressey, op. cit., pp.216-217.
- (8) David F. Luckenbill, op. cit., pp.243.
- (9) Gresham M. Sykes and David Matza, Techniques of Neutralization : A Theory of Delinquency, A. S. R., Dec., 1957., vol., P.664. 彼らが引用した Principles of Criminology は 1955 年発行の第 5 版である。
- (10) Gresham M. Sykes and David Matza, ibid., p.666.
- (11) Albert K. Cohen, Delinquent Boys : The Culture of the Gang, Glencoe, III: The Free Press, 1955. , Gresham M. Sykes and David Matza, op. cit., p.664.
- (12) Gresham M. Sykes and David Matza, ibid., pp.664-665.
- (13) Albert K. Cohen, op. cit.
- (14) Gresham M. Sykes and David Matza, op. cit., p.669.
- (15) Joshua Dressler, Editor in Chief, Encyclopedia of Crime and Justice, second edition, vol.2., Delinquent and Criminal Subcultures— Juvenile Justice : Institutions, Macmillan Reference, 2002, pp.905-911.
- (16) 少年のみによる事件の共犯率が高い罪名は、「強盗」（凶悪犯）が 61.6%、次いで「恐喝」（粗暴犯）が 57.6%、「傷害」（粗暴犯）が 35.3%であり、「窃盗」（窃盗犯）が 30.7%となっている。万引きを含む「窃盗」の率は低くなってきている。成人のみによる事件の共犯率は「強盗」27.5%、「恐喝」36.3%、「傷害」10.1%であり、少年のみによる事件の共犯率の方が成人のそれを大きく上回っている。全体として、少年のみによる事件の共犯率は、平成 12 年度が 27.1%、14 年度が 28.3%、16 年度が 26.8%、17 年度が 25.8%を占めている。成人のみによる事件の共犯率は、平成 12 年度 13.3%、16 年度 18.5%、17 年度 17.0%となっている。
- (17) この事態の分析に関しては、土井隆義著『〈非行少年〉の消滅—個性神話と少年犯罪—』信山社、2003 年、が優れている。以下の叙述では土井の説明を参考にする。
- (18) 土井隆義、上掲書。
- (19) 同上、同書、48 頁。
- (20) 同上、同書、54 頁。
- (21) 同上、同書、62 頁。

- (22) 同上、同書、88 頁。
- (23) 同上、同書、104 頁。
- (24) 同上、同書、122 頁、123 頁。
- (25) 同上、同書、170～191 頁。
- (26) 朝日新聞、2007 年 8 月 27 日、朝刊。西日本新聞、2007 年 8 月 27 日、朝刊。
- (27) 片桐雅隆、「物語る私」、井上俊・船津衛編『自己と他者の社会学』、第 5 章、有斐閣、2005 年、83 頁。
- (28) 土井隆義、上掲書、62 頁。